

議案第 8 4 号

墨田区営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 1 1 月 2 7 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区営住宅条例の一部を改正する条例

墨田区営住宅条例（平成 9 年墨田区条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。  
別表に次のように加える。

東向島五丁目ア パート	東京都墨田区東向島五丁目 1 6 番 1 5 号	世帯用住宅	3 3 戸	
----------------	-----------------------------	-------	-------	--

付 則

- 1 この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に、東京都営住宅条例（平成 9 年東京都条例第 7 7 号）の規定によりなされた東向島五丁目アパートの使用に関する処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例による改正後の墨田区営住宅条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

（提案理由）

東京都から移管される東向島五丁目アパートを公の施設として設置する必要がある。